

学生生活(Ⅰ)

【これだけは知っておきたい】

1. 学籍の確認
 1. 1 学生証(身分証明書)
 1. 2 学生証の交付と更新
 1. 3 学生証の再発行
 1. 4 学生証の返還
 1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正
2. 傷害保険・損害賠償保険について
 2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険
(財団法人日本国際教育支援協会)
 2. 2 傷病見舞金制度
 2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入した学生のみ対象)
3. 緊急災害対応について

【学生生活を送るうえでの注意】

1. ガイダンス
2. 大学からの連絡
3. 通学定期乗車券
4. 学割証(学生旅客運賃割引証)
 4. 1 学割証の発行条件
 4. 2 学割証の発行
 4. 3 学割証利用の有効期間
5. 通学の方法
 5. 1 スクールバスの利用
 5. 2 自動車・オートバイによる車両通学
 5. 3 車両登録の方法等について
 5. 4 学生駐車場
 5. 5 交通事故が起こったときの対応等について
6. 学生食堂
7. セブン・イレブン埼玉工業大学店
8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について
9. 学生活動に関する願出・届出の提出について
10. 遺失物・拾得物について

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証(身分証明書)

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりません、忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付します。

在学生は、毎年4月初めのオリエンテーション期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き(再発行料:2,000円)をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学生課に必ず返却してください。

1. 4 学生証の返却

卒業の場合は、学位記授与式後に返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学生課に返却してください。

1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類ですので、学生本人またはその保証人の身上に変更(保証人の変更・住所変更・改姓)などが生じた場合は、速やかに学生課にて手続きを行ってください。

大学からの文書による通知等は、届け出た住所宛に送付しますので、変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(全員加入)

本学では、学生全員が公益財団法人 日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、速やかに学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。なお、入院・通院の領収書を必ず保管しておいてください。

保険の詳細については、「加入者のしおり」を参照してください。

その他、質問等があれば学生課まで問い合わせてください。

1. 保険の対象となる活動範囲と保険金額

【学生教育研究災害傷害保険】

<保険の対象となる活動範囲>

- (1) 正課中(講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間)の傷害事故
- (2) 学校行事中(入学式、オリエンテーション、学園祭等、大学が主催する学校行事中)の傷害事故
- (3) 学校施設内にいる間の傷害事故

- (4) 課外活動を行っている間の傷害事故
 (5) 通学中(合理的な経路および方法)、学校施設等相互間の移動中の傷害事故
 (6) 教育実習中、インターンシップ中の傷害事故

<保険金額>

事故発生時の活動の種別	保険金額	
正課中・学校行事中	死 亡	2,000 万円
	後遺傷害	120 万円～3,000 万円
	医 療	3,000 円～30 万円 [通院 1 日目から補償]
課外活動中(クラブ活動中) 上記以外で学校施設内にいる間	死 亡	1,000 万円
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円
	医 療	3 万円～30 万円 [通院 14 日目以降から補償]
通学中 学校施設等相互間の移動中	死 亡	1,000 万円
	後遺傷害	60 万円～1,500 万円
	医 療	6,000 円～30 万円 [通院 4 日目以降から補償]

※ 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関わらず、入院 1 日目から支払われます。
 入院 1 日につき 4,000 円

【学研災付帯賠償責任保険】

<保険の対象となる活動範囲>

インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動およびその往復中、他人にけがを負わせた、他人の財物を損壊した場合

<保険金額(支払い限度額)>

対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円 (免責金額 0 円)

2. 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病(急性アルコール中毒を含む)、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動

2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害傷害保険」では保険金が支払われない通院日数が 4 日から 13 日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4 日から 7 日まで 5,000 円

通院日数 8 日から 13 日まで 10,000 円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入)

「学生教育研究災害傷害保険」加入者が(本学は全員加入)、任意で加入できる保険です。

学生生活を 24 時間 365 日補償し、けが・病気の治療費実費や個人賠償責任の補償等、学生生活全般をサポートします。通常料金の 30%の割引があります。

本学では、「学研災付帯学生生活総合保険」への加入を推奨しています。

※ 加入プランによって補償内容・保険料が違いますので、パンフレットをご確認ください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

1. 補償内容

- (1) 個人賠償責任(示談交渉サービス付)：学生本人が他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたとき等、法律上の賠償責任を負った場合。自転車の事故も補償
- (2) 治療費用：学生本人が、けがや病気で入院または通院した場合(1日より補償)
- (3) 学生本人の死亡・後遺障害
- (4) 救済者費用等：学生本人が入院し、保護者が駆けつけた場合等
- (5) 育英・学資費用：扶養者が死亡したり、重度後遺症を被った場合
- (6) 生活用動産(下宿限定)：学生本人が所有する家財が火災や盗難にあった場合
- (7) 借家人賠償責任(下宿限定)：家主に対して法律上の賠償責任を負った場合

2. 保険料(令和7年3月現在)

- ・ 自宅から通学する学生用(4年間) 42,970円～
- ・ 下宿の学生用(4年間) 48,960円～

【問い合わせ先】 保険やさん 24 ℡0495-34-3737 Fax0495-34-3838

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 ℡048-521-4519 fax048-521-45

3. 緊急災害対応について

1. 地震発生時の対応

(1) 授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

(2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常コックを開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをつけたまま下車し、ドアはロックしないでください。

2. 火災発生時の対応

(1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。

(2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。

(3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

警戒宣言が発令された場合

警戒宣言とは

「2～3 日(または数時間)以内にマグニチュード 8 程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものですので、掲示やLiveCampusUによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusUで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

**原則として、電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は、直接、学生課窓口に来てください。**

万が一、緊急で連絡する場合は、以下の電話番号を使用してください。

学生課(26号館1階)	TEL 048-585-6812	FAX 048-585-5939
工学研究科教務課(26号館1階)	TEL 048-585-6813	FAX 048-585-5939
人間社会研究科教務課(30号館1階)	TEL 048-585-6301	FAX 048-585-6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を開いてください。

3. 通学定期乗車券

通学定期券を購入する際は、「学生証(通学証明書に相当)」を使用して購入してください。なお、学生証を使用して通学定期券を購入できない場合は、学生課へ申し出てください。

※ 以下の学生証では、通学定期券を購入できませんので、注意してください。

- ① 学生証裏面にシールが貼られていない。
- ② 学生証裏面にシールは貼られているが、当該年度のシールではない。
- ③ 学生証裏面に当該年度のシールは貼られているが、学籍番号・氏名・学年・現住所・通学区間が記入されていない。

また、学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は、学生課に卒業研究の担当教員を通じて「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。なお、各鉄道会社に申請し承認されるまで1カ月程度かかりますので、早めに学生課に相談してください。

**通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。**

4. 学割証(学生旅客運賃割引証)

4. 1 学割証の利用条件

正課活動、課外活動、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際、その乗車区間が片道 100km を超える場合は、学割証(学生旅客運賃割引証)を利用することができます。

4. 2 学割証の発行

学生課前の証明書自動発行機で発行ができます。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から 3 ヶ月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については、正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅(JR 高崎線) ⇄ 大学(約 5 分)
2. 寄居駅(JR 八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇄ 大学(約 25 分)
3. 森林公園駅(東武東上線) ⇄ 大学(約 50 分)
4. 伊勢崎駅(JR 両毛線・東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 50 分)
5. 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 40 分)
6. 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 30 分)
7. 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇄ 大学(約 50 分)

5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、以下の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道 4km 以上であること。
3. 対人保険金額が 8,000 万円以上、対物保険金額が 1,000 万円以上、搭乗者保険金額が 1,000 万円以上或いは人身傷害の補償額が 3,000 万円以上、且つ、運転者の運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、随時、学生課にて受け付けます。

2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。

なお、新入生オリエンテーション期間内に「交通安全講習会」を受講できなかった車両通学希望者は、学生課に申し出てください。

※「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampusUにて「車両通学許可証(バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学生課で受け取ってください。

「車両通学許可証」の有効期限は、卒業までを原則とします。乗用車の場合は、車両通学許可証を外から確認できるようにダッシュボードの上に置いてください。バイク・原付の場合は、シールを車両の目につく箇所へ貼付してください。

注 意

- ・ 車両登録を行っていないと、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・ 車両登録してある内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学生課に申し出てください。

5. 4 学生駐車場・学生駐輪場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
 2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
 3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
 4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
 5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場/駐輪場を利用してください。
- ※ 学生駐車場・学生駐輪場で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車からの安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。

県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

5. 5 交通事故が起こったときの対応等について

交通事故は、いつ何時起こるかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学生課〔TEL 048-585-6812〕に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えてください。

1. 交通事故が起こったときの対応

＜事故現場において＞

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119 番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2 次災害を防止する。
- (3) 警察 (110 番) へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
 - ・ 氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
 - ・ 車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
 - ・ 怪我の有無(相手方に確認)
 - ・ 相手方の保険会社がかかる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
 - ・ 事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
 - ・ 双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
 - ・ 目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

＜事故現場での対応が落ち着いたら速やかに＞

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学生課へ連絡し、事故報告書を提出する。

2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

6. 学生食堂

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

6. 1 大食堂

[営業時間 10:30～14:00]

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

6. 2 カフェ・ロータス

[営業時間 8:30～16:00]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。朝定食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食やカレー等が食べられます。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。2階は女性専用のフロアーになっています。28席のほかパウダーコーナー等が設けられています。

なお、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくことと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口「施設設備使用許可願」を提出してください。

7. セブン-イレブン埼玉工業大学店

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

[営業時間 8:00～19:00]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)

1. 学内では喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

9. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

9. 1 団体

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
2. 許可された団体は、毎年度5月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
3. 上記団体が学内外において活動を行う場合は、一週間前までに「大会・行事・練習・練習試合参加届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 2 集会

1. 学生が、学内において集会を行う場合は、3日前までに「学内集会届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。

9. 3 掲示

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

9. 4 大学の施設・設備等を使用する場合

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学生課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

9. 5 学生活動の注意事項

1. [学内放送] いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学生課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為] 学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等] 学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった場合、また、拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届け出てください。紛失物は、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口及び30号館教務課前に棚を用意して陳列しています。

※ 学生課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品 物	処 分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または3ヵ月保管	USB メモリー ペンケース ノート 教科書	
6ヵ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	廃棄
3ヵ月	鍵 スマートフォン 関数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	廃棄
	傘	再利用
1日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱・水筒	廃棄